

## 12. 謝辞

本研究を行うにあたって、安中地区まちづくり推進協議会、芝桜公園をつくる会、島原半島ジオパーク推進協議会、島原ボランティア協議会、杉谷利活用推進協議会、杉谷コスモス愛護会、杉谷を守る会の皆様にヒアリング調査や資料提供の協力を得た。

国土交通省雲仙復興事務所に清水川の現地調査、資料提供の協力を得た。第5回ジオパーク国際ユネスコ会議事務局長杉本伸一氏には砂防指定地利活用に関する写真の提供、島原市平尾明氏には清水川の由来、長崎県土木部河川課には水無川の状況と河川愛護団体への支援制度について、大変お世話になった。雲仙復興事務所の初代所長で砂防エンジニアリング(株)松井宗廣氏には、「東日本大震災の復興に向けて」(高橋和雄編、古今書院、2012年発行)において、雲仙復興事務所の砂防指定地利活用の経過、住民の評価についてまとめて頂いた。

お世話になりました多くの方々に感謝申し上げます。

また、砂防指定地利活用に関する新聞報道記事を調べるために、朝日新聞、島原新聞、長崎新聞、西日本新聞、毎日新聞および読売新聞の報道記事を参照したことを付記する。

最後に雲仙の砂防指定地利活用に取組まれている地域の方々やボランティア団体等、利活用の場の整備や利活用施設の整備によって利活用の支援を行っている行政関係者の皆様に敬意を表す。

## 付録 1 中尾川利活用規則集

### (1) 中尾川下流部砂防指定地内管理に関する協定書

島原市（以下「甲」という）と中尾川利活用推進委員会（以下「乙」という）は、維持管理に係る協定を次のように締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、中尾川下流部砂防指定地内（以下「多目的広場」という）の維持管理に関し中尾川下流部砂防指定地内整備に関する管理協定（平成 19 年 3 月 1 日協定）及び中尾川下流部砂防指定地内管理要項（平成 19 年 3 月 1 日策定）に基づき必要な要項を定め、適正な管理を図るとともに地域住民が安全かつ有効に利用できることを目的とする。

#### （多目的広場の範囲）

第 2 条 この協定の対象となる多目的広場の位置及び範囲は、別添図面のとおりとする。

#### （多目的広場の優先順位）

第 3 条 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所（以下「国土交通省」という）及び長崎県島原振興局（以下「県」という）が砂防事業執行上必要が生じた場合は、甲は、中尾川下流部砂防指定地内整備に関する協定書第 3 条に基づき優先利用をさせるものとする。

#### （管理）

第 4 条 甲は、多目的広場の統括的な管理を行なうものとし、乙は、中尾川下流部砂防指定地内管理要項第 3 条第 1 項の(1)及び同第 3 条第 1 項の(2)に上げられている項目について必要な維持管理を行なうものとする。なお、詳細は、別表 1 に定めるものとする。

2 .第 4 条第 1 項に記載する必要な維持管理とは、次のとおりとする。

- (1) 多目的広場のパトロール（障害物の除去等）
- (2) 施設の保守点検（利用者の危険防止のための応急処置）
- (3) 自然保護、火災予防、利用案内等の指導
- (4) 管理状況の調査報告及び事故報告
- (5) 多目的広場の清掃、草刈等の維持管理
- (6) 甲が多目的広場利用のために設置した仮設物及び工作物の維持管理

3 甲は、乙が適正な維持管理を行なわれているか、監督するものとし、次の管理を行う、

- (1) 国土交通省及び県への災害等緊急事項の調査報告等

- (2) 災害時の利用制限
- (3) 多目的広場内に設置している防護柵の補修
- (4) 甲が多目的広場利用のために新規に設置する仮設物及び工作物の設計及び施工

(緊急時における措置)

第5条 甲と乙は、中尾川下流部砂防指定地内管理要項第4条の各項にある項目について連携を密にし、協力して措置を行なうものとする。

(維持管理に関する費用)

第6条 多目的広場の維持管理に係る費用については、別表2(管理費用区分一覧表)のとおりとする。

(使用の許可)

第7条 多目的広場を使用しようとする者は、あらかじめ甲又は乙の許可を受けなければならない。ただし、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 使用を許可する場合において、必要があるときは条件を付することができる。
- 3 使用申請については、乙に申請するものとし、第8条各号に抵触しないものについては乙の判断により使用を許可するものとする。
- 4 使用申請書及び許可書については、別紙様式第1号を利用するものとする。

(使用の不許可)

第8条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設又は附属物件を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他甲又は乙において不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、多目的広場を許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利の全部若しくは一部を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 甲又は乙は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この管理協定又はこの協定に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更したことにより使用者が損害を受けることがあっても、甲又は乙は、その責めを負わない。

(使用料)

第 11 条 使用料は徴収しないものとする。

(原状回復義務)

第 12 条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第 10 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは変更されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 13 条 使用者は、使用中に施設の設定を棄損し、若しくは滅失した場合又は前条の規定による原状回復ができない場合は、委員会の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(協議等)

第 14 条 甲は、国土交通省及び県からの協議及び指導を受けた場合は、その内容において必要が生じる場合は、乙へ連絡し協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

付則 この協定は、平成 20 年 12 月 11 日から実施する。

この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保有する。

また、乙はこの協定書に関わる中尾川下流部砂防指定地内整備に関する協定書及び中尾川下流部砂防指定地内管理要項の写しを保有するものとする。

平成 20 年 12 月 11 日

甲

島原市長 吉岡 庭二郎

乙

中尾川利活用推進委員会会長 上田 泉

別表 1 管理区分

NO	項 目	内 容	管理区分		備 考
			甲	乙	
1	多目的広場のパトロール	施設の安全性確保		○	
		防護柵の不備点検	○	○	
2	施設の保守点検	障害物等の除去		○	災害によるものについては、この限りでない
		多目的広場の整地（表土追加）		○	ケガ防止
		仮設物及び工作物の保守点検		○	
3	管理状況等調査報告	利用者の利用状況報告		○	
		施設利用事故報告		○	
		災害報告	○	○	
		国土交通省及び県への災害緊急事項の報告書	○		
4	自然保護、火災予防、利用案内等の指導	自然保護の指導		○	
		火災予防の指導		○	
		利用案内等の指導	○		
5	清掃・草刈等の維持管理		○		
6	新規設置物・工作物の設計施工		○		
7	設置物・工作物の維持管理		○		
8	防護柵の補修		○		
9	利用に関すること	使用申請の受付		○	
		使用許可・不許可	○	○	
		利用制限	○	○	
10	緊急時における措置	防災計画の策定	○		
		多目的広場の閉鎖	○		
		利用者の避難誘導	○	○	

別表 2 管理費用区分一覧表

NO	項 目	内 容	負担区分		備 考
			甲	乙	
1	グラウンドの整備	表土の追加及び整地		○	
		草刈等機械器具の借損料		○	
		整備作業を行なう人件費		○	
		機械器具に係る燃料費		○	
		防護柵の修繕	○		
2	付帯施設	仮設物の清掃管理		○	トイレトパーパー等補充も含む
		仮設物に係る維持費	○		
		仮設物・工作物の修繕	○		

## (2) 中尾川下流部砂防指定地内管理要項

### (目的)

第1条 この要項は、中尾川下流部砂防指定地内（以下「多目的広場」という）の管理に関し必要な事項を定め、適正な管理を図ることにより、多目的広場の安全かつ有効な利用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項に置いて多目的広場とは、雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想に基づき島原市が施工する次の施設を含む別添図面の区域をいう。

- (1) 安全施設（防護柵・横断防止柵）
- (2) その他利活用に必要な施設

### (管理)

第3条 島原市は、多目的広場の管理を主体となってい、多目的広場を良好な状態に維持し、安全かつ有効な利用を図るため、ボランティア団体等地域住民の協力を得て次のことを行なうものとする。

#### (1) 多目的広場のパトロール

利用者の安全を図るため多目的広場のパトロールを実施し、その業務は次の通りとする。

- (イ) 施設の保守点検
- (ロ) 障害物の除去等利用者の危険防止のための応急処置
- (ハ) 自然保護、火災予防、利用案内等の指導
- (ニ) 管理状況の調査報告及び事故、災害等の緊急事項の調査報告等

#### (2) 多目的広場の維持補修等

多目的広場の良好な維持を図るため定期的に清掃、草刈り等の維持管理を行なう。

### (緊急時における措置)

第4条 島原市は、緊急時には下記の措置を行なう。

- (1) 多目的広場における利用者の事故及び風水害における施設の被災等事故が発生した場合は、その対策について適正な措置を講ずるものとする。
- (2) 火砕流、土石流の発生あるいは発生の恐れがある等緊急時における多目的広場の管理については、島原市防災計画に定められている災害応急対策計画に沿って下記により対応するものとする。

#### (イ) 多目的広場の閉鎖及び避難誘導

火砕流、土石流の発生あるいは発生の恐れがある場合等は、速やかに多目的広場を閉鎖（入口に車止めによるバリケードを設置し、立入禁止の表示を行なう。）し、利用者がある場合は、安全地区へ避難誘導する。

#### (ロ) 伝達フロー

緊急時は、下記により伝達を行なう。

島原市（避難勧告等） → 長崎県島原振興局 → 国土交通省雲仙復興事務所

平成 年 月 日

島原市長 吉岡庭二郎



### (3) 中尾川下流部砂防指定地内整備に関する管理協定書

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所（以下「甲」という。）と長崎県島原振興局長（以下「乙」という。）及び島原市長（以下「丙」という。）は、占用に係る管理協定を次のとおり締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、砂防法第4条及び同施行規程第3条並びに長崎県砂防指定地管理条例第5条に基づき、占用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （占用工作物の範囲）

第2条 この協定の対象となる占用工作物は、別添図面において、中尾川砂防指定地内多目的広場整備として、丙が整備するものをいう。

2 占用工作物の位置及び範囲は別添図面のとおりとする。

#### （砂防設備の優先使用）

第3条 砂防事業執行上必要が生じた場合には、丙に利用規制を行い、甲が砂防設備として優先使用するものとする。

#### （占用工作物の管理）

第4条 占用工作物の新設、改築、維持又は修繕は、丙が行なうものとする。

2 災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に規定する災害復旧事業（同法第2条第3項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）は次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行なうものとする。

一 災害復旧がもつぱら砂防設備に係る場合 甲

二 災害復旧がもつぱら砂防設備以外の部分に係る場合 丙

三 前二号に掲げる場合以外の場合、その都度協議して定めるところにより甲又は丙

3 丙は、第三者等への占有等行為は行なわせないものとする。

4 丙は、第三者に損傷を与えた場合は、丙の責任において処理するものとする。

#### （協議等）

第1条 丙は、前条の規定により占用工作物の新設、改築、維持、修繕または災害復旧（維持又は修繕にあつては占用工作物の管理上重要なものに限り、災害復旧にあつては

前条第 2 項第 3 号の規定に係るものを除く。)にかかかる占用工作物の管理を行なう場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめ乙と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても同様とする。

2 丙は、前条第 2 項又は前項の規定による協議に係る占用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧が完了した場合においては、乙に通知するものとする。前項の規定により緊急やむを得ない事情があつて協議することができなかった場合についても同様とする。

3 丙は、第 1 項に掲げる占用工作物の管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行なうことができる。

4 乙は、前条の規定により丙が行なうものとされている占用工作物の管理のうち、砂防設備の管理上特に必要があると認められるものについては、丙に対して適時かつ適切にこれらを行なうように要請することができる。

(占用工作物の管理に要する費用)

第 2 条 占用工作物の管理に要する費用は、第 4 条の規定により甲が行うものについては砂防法第 14 条の規定により砂防設備の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第 4 条の規定により丙が行なう占用工作物の管理に要するものについては、丙が負担するものとする。

(維持及び運営計画)

第 7 条 丙は、別途協議の上、占用工作物の維持管理及び運営の実施について、その詳細を定めた管理要項を作成し、甲及び乙へ提出するものとする。

2 前項で作成した管理要項を変更する必要がある事項については、その都度、甲、乙、丙が協議するものとする。

(引継)

第 8 条 国土交通大臣が砂防法第 6 条に基づく工事を終了した場合には、この協定の甲に係る事項については乙に引継ぐものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた場合には、その都度甲、乙、丙が協議するものとする。

付則 この協定は 年 月 日から実施する。

この協定を証するため、協定書 3 通作成し、それぞれ 1 通保有する。

甲 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 秦 耕二

乙 長崎県島原振興局長 酒井 好

丙 島原市長 吉岡 庭二郎

(4) 中尾川利活用推進委員会会則

(名称)

第1条 本会は、中尾川利活用推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、杉谷公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、普賢岳噴火災害による中尾川の河川環境に配慮しつつ、河川敷地について、適正かつ多様な利活用に促進により、地域の活性化に寄与することを目的としている。

(構成)

第4条 本会は杉谷地区内の住民で組織する各種団体で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・事務局長1名・監事2名

2 役員は総会で選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員等)

第6条 本会に委員および相談役を置く。また、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 委員および相談役、また顧問は総会で選任する。

3 委員および相談役、また顧問の任期は1年とする。多大再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の庶務、会計を担当する。

4 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(会議)

第8条 総会は毎年1回以上開催する。また、必要に応じて役員会を随時行う。

(会計)

第9条 本会の経費は、負担金、補助金およびその他に収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

付則 この会則は、平成20年8月12日から施行する。

改正 平成21年6月9日(第9条 負担金挿入)